

「先進医療」に関するお知らせ (「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の先進医療からの削除)

今般、2020年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省で「先進医療」の見直しが行われました。

その中で、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」(以下「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等)は、「先進医療から削除する方向で検討することが適当である」との評価がなされ、2020年4月1日より「先進医療」から削除される見込み^{※1}です。

当社の「無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)」「Mタイプ」に付加できる「無配当先進医療技術料給付特約(保険料払込中無解約払戻金型)」等の先進医療給付金については、「療養を受けた時点で先進医療として定められているもの^{※2}」を支払事由としています。

そのため、「先進医療」から削除された場合、ご契約日にかかわらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、先進医療給付金の給付対象外となりますので、ご注意ください。

※1：2020年3月末の厚生労働省告示をもって決定される見込みです。

※2：2019年12月1日時点で86種類の医療技術が対象です。

<対象の特約>

- ・無配当高度先進医療特約【販売停止済】
- ・無配当先進医療特約(保険料払込中無解約払戻金型)【販売停止済】
- ・無配当先進医療技術料給付特約(保険料払込中無解約払戻金型)

「先進医療」とは？ (当社ホームページ「先進医療情報ガイド」(<http://www.senshin-daido-life.jp/>)もご覧ください。)

- 厚生労働省に承認された新たな治療・手術で、標準的治療法として公的医療保険を適用するか検討中の医療です。
- 先進医療にかかる費用は公的医療保険が適用されず、全て自己負担となります。
- 先進医療として承認される技術は、適宜追加・削除が行われ、変動します。

※今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。